

# マンション・アパート等共同住宅内における 統計調査をより円滑に実施するために

平成29年9月7日

総務省政策統括官（統計基準担当）



総務省

# 統計改革推進会議最終取りまとめ

今後も、統計調査を円滑に実施していくためには、マンション管理関係団体等との連携が不可欠との指摘

## 統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）（抄）

### 4. 報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化

#### (1) 報告者負担の軽減

##### ③ 統計調査に対する報告者の公平感の確保等

(前略) なお、世帯を対象とする調査において報告がなかなか得られないケースへの対応としては、当面、罰則規定の周知徹底やマンション管理団体等との連携を推進するとともに、上記の立入検査の効果も踏まえつつ、総務省において必要な方策を検討する。

#### (3) 統計行政体制の見直し

##### ③ 統計調査員の活性化

総務省は、統計調査員（統計主管課を経由しない統計調査の統計調査員を含む。）に関し、府省連携して以下に取り組む。

#### (ア) 統計調査員の活動環境の改善

(前略)

・マンション管理団体等と定期的な協議を行い、意見等を把握するほか、調査員業務の委託等を行うなど連携を強化する。

(後略)

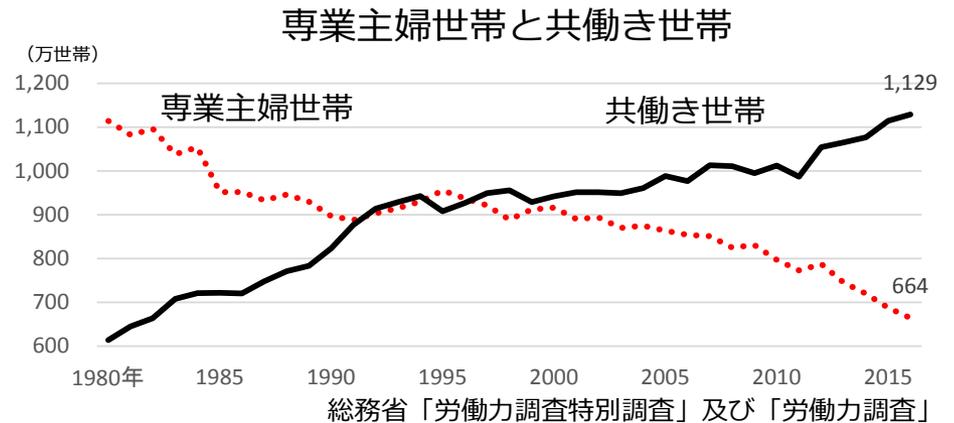
# 1. 調査環境の現状

調査員が訪問しても、調査世帯になかなか会えない事案が増加

## ○共働き世帯の増加

- ・専業主婦世帯が減少傾向にある一方で、共働き世帯は増加傾向。

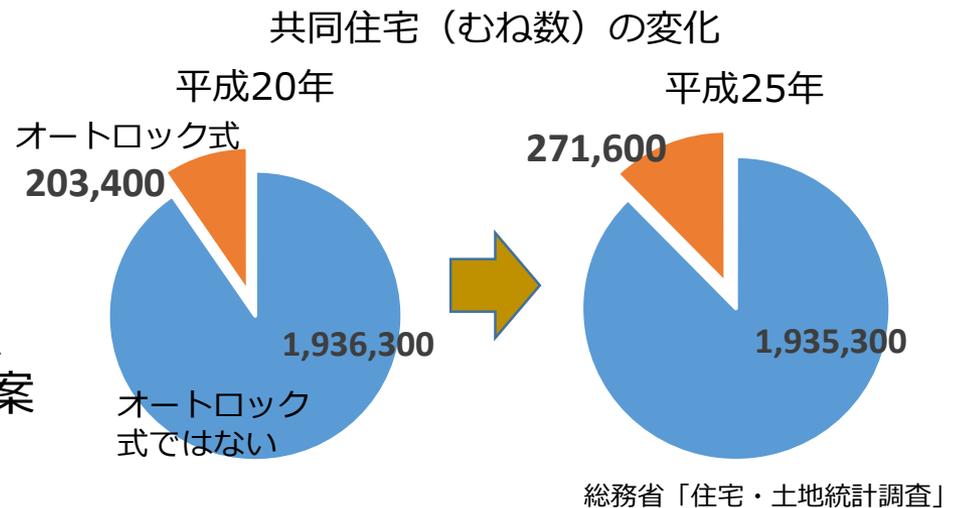
⇒共働き世帯の増加に伴い、昼間不在世帯が増加している。



## ○オートロック式共同住宅の増加

- ・平成20年から平成25年の5年間で68,200棟の増加。

⇒オートロック式共同住宅の中には、管理員が常駐していないケースもあり、調査員が建物内に入ることが困難な事案も発生している。



➡ **調査票の回収が困難な事案も発生しており、調査結果の正確性に影響するおそれ**

## 2.共同住宅内における調査事例

管理会社等関係者に、統計調査に対し、正確な理解を得ることが必要

### ○調査員が不審人物と誤解を受ける事案も発生

- ・調査員が、居住者の有無を把握するため、居住の有無が判明しない場合は、空き室であっても、何回か訪問する場合がある。
- ・調査員が、調査世帯を訪問する際、共用玄関のインターフォン等で各住戸と連絡を取った上で訪問するため、各住戸と共用玄関との往復を繰り返す必要がある。

⇒こういった調査員の行為により、居住者の方に不審に思われるケースも発生。

### ○調査員報酬は調査員本人に支払うことが原則

- ・共同住宅の管理員が、調査員として調査活動に従事した場合、これに伴う報酬については、調査員本人に支払っている

⇒調査員として対応した管理員の中には、マンション管理業務の一環として、調査員の業務に従事しているとの考えから、報酬については、本人ではなく、管理会社に振り込んでほしい旨の申し出を受ける場合がある。(※)

(※) こういった申し出に対応する等のため、一部の統計調査において、調査員業務をマンション等の施設を管理・運営する者に対して委託することも可能とする法令整備を実施。

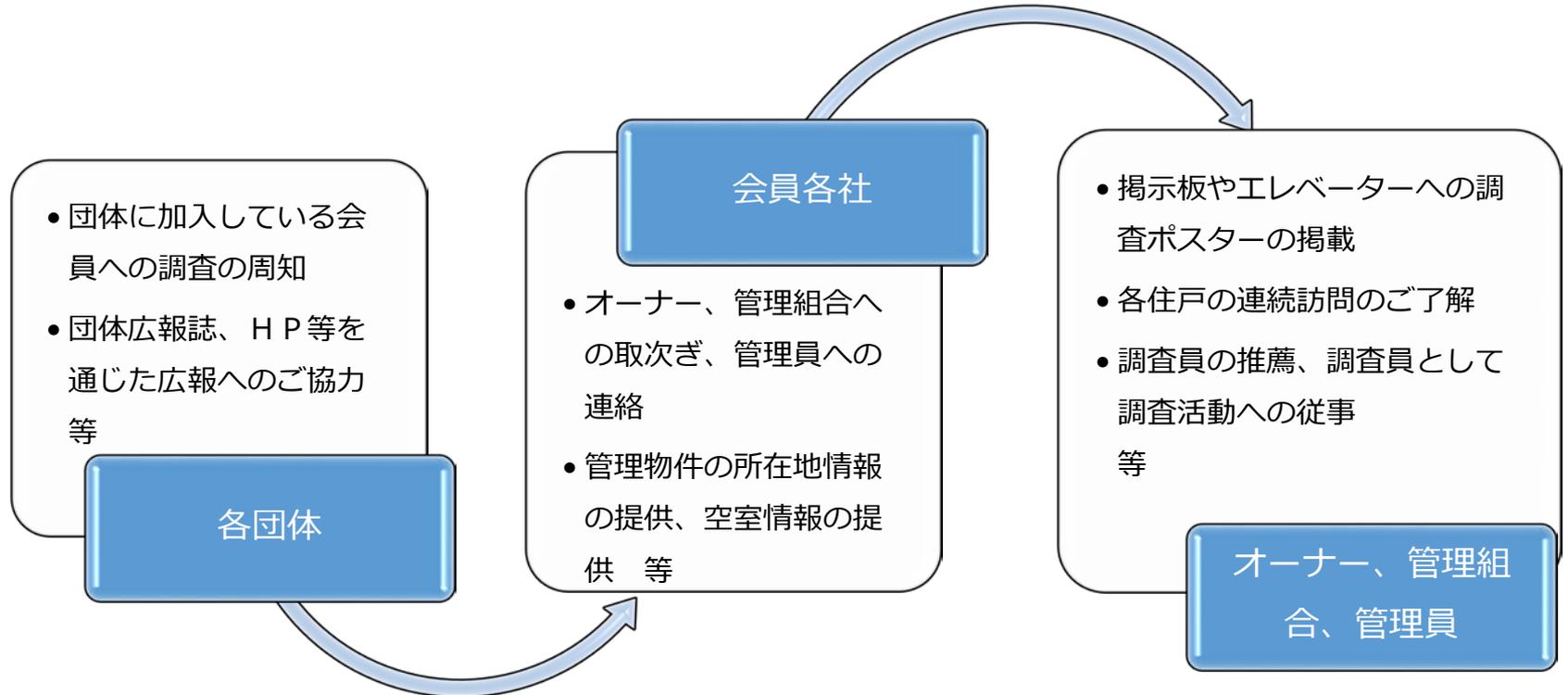


**共同住宅内における調査活動を円滑に実施するため、  
従来より、マンション管理団体等に対する協力依頼を実施。**

### 3. マンション管理団体等からの現行の協力内容（事例）

調査の周知広報にとどまらず、調査業務の対応など、幅広い協力を得ている場合がある

#### 統計調査の実施に当たっての協力内容（事例）



#### 協力依頼を行っている主な統計調査

総務省	国勢調査、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査、全国消費実態調査、労働力調査(毎月)、家計調査(毎月) 等
厚生労働省	国民生活基礎調査(毎年)、国民健康・栄養調査(毎年) 等

## 4. 今後の連携強化に向けた各府省、都道府県からの意見

国が実施した協力依頼の内容が、下部団体や管理人等に浸透していない

- 国勢調査以外の調査については、調査客体の認知度が低く、国からマンション管理団体等への協力依頼は効果的であると考えられる。ただし、まだ下部団体まで浸透していない状況にあるため、マンション管理団体等と定期的な協議などに積極的に取り組む必要がある。
- 国では、大手マンション管理会社に対し協力依頼を行ったとのことだったが、その効果を現場の区市町村では実感できていない。区市町村レベルで個別に管理会社や管理組合、管理人等に話をしても、聞いてもらえないことが多い。  
賃貸であれば、オーナー、分譲であれば、管理組合の力が大きく、管理会社だけを説得すればいいという話ではない。オーナー、管理組合の説得が重要。

国とマンション管理関係団体等との定期的な協議の場を設けるべきではないか

- 当省においては、マンション管理関係団体等に対して、定期的な協力依頼は行っているが、協議の場というものは設けていない。調査の担当者からは、総務省（政策統括官室）において、団体との協議の場について、是非設けてほしいという意見があった。
- 他省においても、マンション管理団体等に対する協力依頼を実施しているということは承知しているので、団体側に対する協力依頼を、総務省（政策統括官室）において窓口を一本化し、そこで対応することがよいのではないかと。

## 5. 今後の対応（案）

オートロックマンションの増加等に伴い、更なる調査困難化が予測される

### ○協力依頼の実効性の向上

- ・調査を担う地方公共団体からは、協力依頼が細部まで浸透していないといった意見もあることから、団体の意見・要望を十分に踏まえた上で、**より実効性のある協力依頼を実施していくことができないか。**

### ○マンション管理関係団体の意見・要望の反映

- ・これまでは、各省の調査担当者が、調査単位で協力依頼をお願いしてきているため、政府全体に関連するような内容について、**団体の意向を十分に汲み取ることができないこともあったのではないか。**



マンション管理関係団体等との連携強化の必要性

### ○国側の統一的窓口を設置

- ・**国における窓口を一本化**することで、団体の負担軽減や団体側との意思疎通の円滑化に資するのではないか。

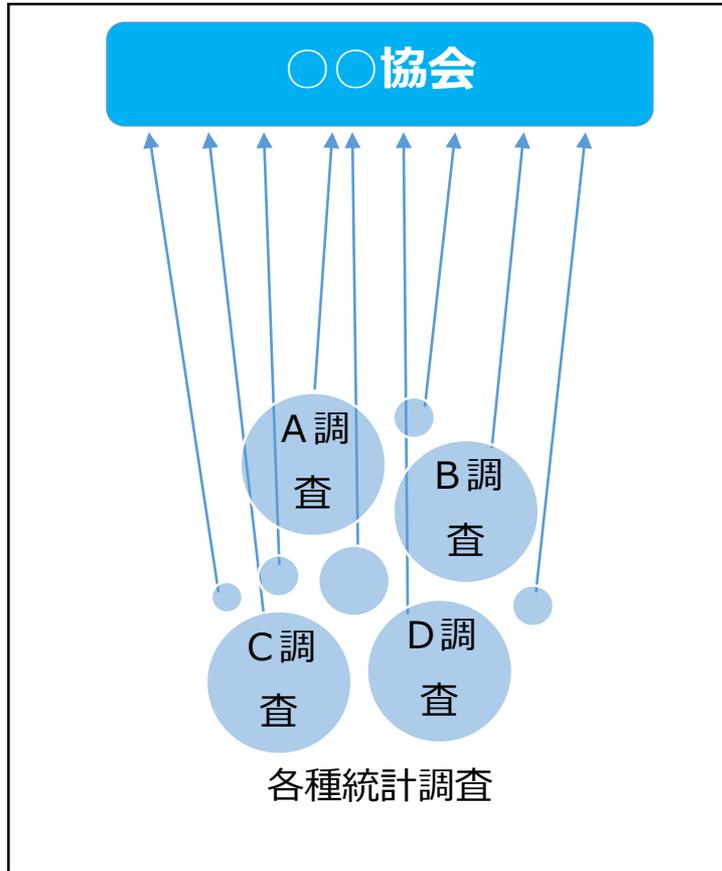
### ○定期的な意見交換の場の設定と定期的な情報提供

- ・**国と団体との定期的（年1回程度）な意見交換の場を設ける**ことで、団体への定期的かつ有益な情報提供や、団体の意向を十分に踏まえた、共同住宅における円滑な調査の実施方策の策定に資するのではないか。

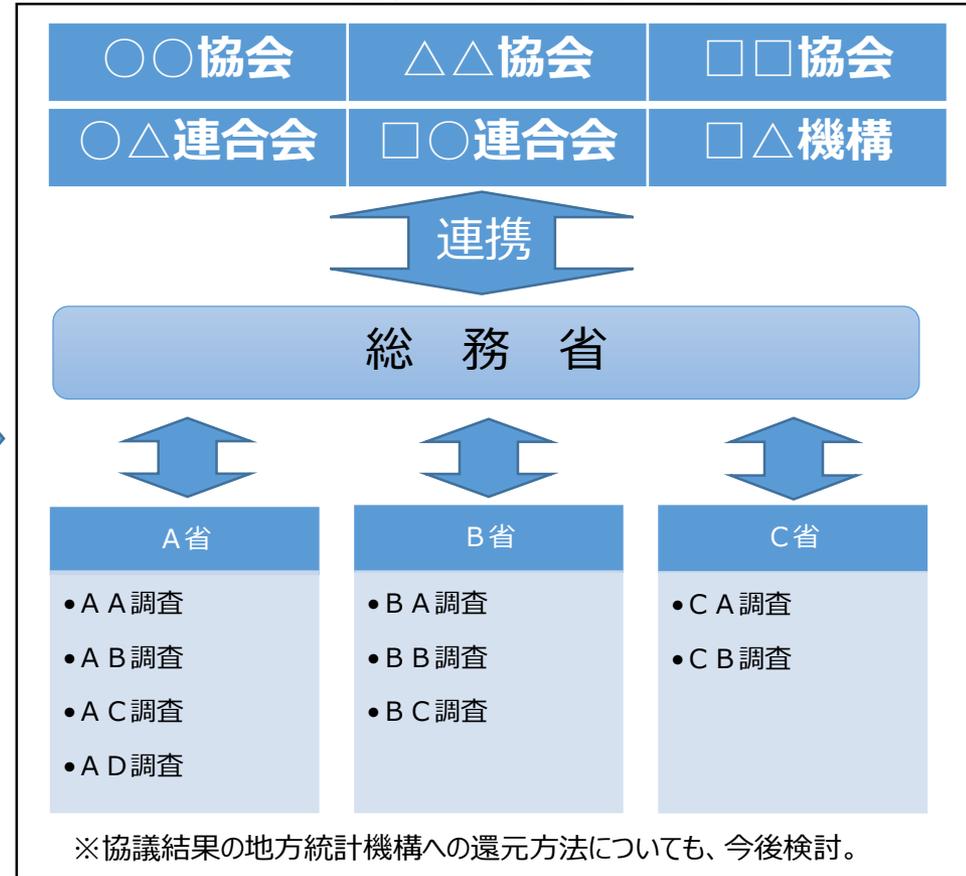
## 6. 国とマンション管理関係団体の皆様との連携強化の枠組み(イメージ図) (案)

国とマンション管理関係団体との連携強化を図ることで、マンション、アパート等共同住宅の調査をより円滑に実施できないか

現状：調査単位で協力を依頼  
国から協力を依頼する形



将来：総務省が窓口となり各団体に協力を依頼  
双方向の連携による意思疎通の円滑化



今後、マンション管理関係団体等との意見交換を行い、団体側の要望を十分に踏まえた上で、共同住宅における円滑な調査実施を検討。